

昭和七年三月十五日

大正七年三月十五日

友愛會京都西陣支部會則

労働者 友愛會の趣旨

凡そ世界の文明國の中で、我が日本ほど労働者の地位の低い國はない。この労働者の地位を改善して、生活を豊かにし、品性を高め、識見を廣め當然の權利、自由を得ることを目的として本會は起つたのである。しかし資本家を敵とするものでなく、よくこれと調和して我が國の産業の發達を計らんとするのである。本會の特色とするところは、労働者の自治的團體と云ふ點に在つて、即ち會は我々で組織し、且つ我々の力で發達もすれば衰へもするのである。他人の慈善にあづからず、みだりに他人の肩にたすかす労働者の團結の力によつて、相互に災難不幸を共濟し、扶けつ助けられつて順序を追うて向上せんとするもの是れ即ち本會の精神である。この目的を貫くために左の綱領に従つて互に訓練せんことを期する。

友愛會の綱領

- 一 我等は公共の理想に従ひ、識見の開發、徳性の涵養、技術の進歩を圖らんことを期す。
- 二 我等は共同の力に依り、著實なる方法を以て、我等の地位の改善を圖らんことを期す。
- 三 我等は互に親睦し一致協力して相愛扶助の目的を貫徹せんことを期す。

支部會則

- 第一章 名稱及目的事業
 - 第一條 本支部ヲ友愛會京都西陣支部ト稱ス
 - 第二條 本支部ハ友愛會綱領ノ精神ヲ貫徹スルヲ以テ目的トス
 - 第三條 本支部ハ前條ノ目的ヲ達センガ爲メニ毎月例会ヲ開キ毎年春秋二回大會ヲ開ク又漸次左ノ事業ヲ行フモノトス
 - 共濟、講演、職業紹介、法律顧問、争議調停、醫、體育、貯金、俱樂部、圖書、消費組合、
 - 第二章 機關
 - 第四條 本支部ニ左ノ役員ヲ常置ス但シ員數ハ必要ニ應ジ改選期ニ拘ラズ支部長是レヲ増減スル事ヲ得
- 評議員 若干名
- 支部長 一名
- 幹事及委員 若干名